

第3回
郡山市公文書等の管理に係る懇談会を
開催します



令和4年1月13日

郡山市総務部

総務法務課

課長 山内 憲

ターゲット 16.6 TEL 924-2031

SDGs ターゲット 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

第3回郡山市公文書等の管理に係る懇談会を開催します。

- 1 日 時 1月25日(火) 午後2時
- 2 場 所 庁議室 (本庁舎2階)
- 3 会議の委員 裏面のとおり(6名)
任期: 2年(令和3年10月13日~)
- 4 審議事項(予定)
 - (1) 郡山市公文書等の管理指針(案)
 - (2) 文書保存期間基準表(案)

※ 会議の写真及び動画撮影につきましては、議事に入る前までとさせていただきます。

<郡山市公文書等の管理に係る懇談会>

郡山市における公文書等の適正な管理の徹底、歴史的公文書等の選別及び移管の基準策定等、公文書管理に係る例規整備を行うに当たり、有識者から意見を聴くために開催する。

郡山市公文書等の管理に係る懇談会委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	役職等
1	石田 宏壽	道因寺 住職 元郡山市教育委員会 委員長
2	大河 峯夫	郡山地方史研究団体連絡協議会 会長
3	梅原 康嗣	独立行政法人国立公文書館 統括公文書専門官
4	白井 哲哉	国立大学法人筑波大学 図書館情報メディア系 教授
5	白石 烈	宮内庁書陵部編修課 主任研究官
6	徳竹 剛	国立大学法人福島大学 行政政策学類 准教授

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに会場の受付で氏名及び住所を記入し、懇談会の座長の許可を受けた上で係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。